

令和6年9月27日

日本チェーンストア協会  
日本小売業協会  
一般社団法人 全国スーパーマーケット協会  
一般社団法人 日本ショッピングセンター協会  
一般社団法人 日本スーパーマーケット協会  
一般社団法人 日本専門店協会  
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人 日本百貨店協会  
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会  
一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会 御中

経済産業省  
経済産業政策局経済社会政策室  
商務・サービスグループ消費・流通政策課

「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」中間とりまとめを踏まえた  
アクションプランの策定とアンケート調査ご協力のお願い

平素より経済産業行政にご協力を賜りありがとうございます。

我が国においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、令和4年7月より、労働者数301人以上の事業主に対し、男女の賃金の格差の公表が義務づけられています。しかし、我が国労働者全体としてみると、男性の賃金水準を100%としたときの女性の賃金水準は74.8%(令和5年)であり、この格差は長期的に見ると縮小傾向にあるものの、欧米主要国と比較すると、依然として大きいのが現状です。

こうした現状を踏まえ、政府では、本年4月に設置された矢田稚子内閣総理大臣補佐官(賃金・雇用担当)を座長とする「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」において、男女間賃金格差の大きい産業における男女間賃金格差の解消に向けた取組等について議論してまいりました。本年6月5日に本プロジェクトチームで決定した中間取りまとめ(別添1)においては、「今回分析した5つの産業(金融業・保険業、食品製造業、小売業、電機・精密業、航空運輸業)について、課題の整理を引き続き深めつつ、男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、令和6年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することを要請する」とされています。つきましては、小売業界においても、男女間賃金格差の解消に向けたアクションプランの策定をお願いしたく存じます。

なお、アクションプラン策定の参考にさせていただくべく、この度、経済産業省委託事業において、「小売業界の男女間賃金格差解消に向けたアンケート調査」(別添2)を実施することとしました。会員企業の皆様に本アンケート調査にご回答いただき、業界全体の実態を把握することで、男女間賃金格差の要因を特定し、対策を検討する一助としていただきたいと思います。

皆様におかれましては、会員企業の方にアンケートへの協力依頼を行っていただくとともに、調査結果を踏まえ、男女間賃金格差の解消に向けた業界での取組についてご検討いただければ幸いです。

上記につきまして、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：  
経済産業省経済産業政策局経済社会政策室  
相馬、村山、神野  
電話番号：03-3501-0650  
Mail: [bzl-s-sansei-keizaishakai@meti.go.jp](mailto:bzl-s-sansei-keizaishakai@meti.go.jp)